

経営委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県並行在来線開業準備協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定により、経営計画の策定及び経営主体の設立準備に関する事項を所掌する委員会として設置する経営委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(委員等)

第2条 経営委員会の委員は、新潟県並行在来線開業準備協議会（以下「協議会」という。）の会長が規約第11条第4項の規定により委嘱した別表のものとする。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

(部会)

第3条 経営委員会は、専門的な事項について調査検討させるため、部会を置くことができる。

(報酬及び旅費)

第4条 経営委員会委員の報酬及び旅費は、県の規定に準じた額とする。

(守秘義務)

第5条 経営委員会委員は、経営委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 経営委員会の庶務は、協議会事務局（新潟県交通政策局交通政策課並行在来線企画室）が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、経営委員会の設置に必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。